

第5節 景観



現況と課題

- ◆ 本市は、世界文化遺産である富士山を擁し、自然、歴史文化、街並みなど優れた景観特性を有し、これらは市民共有の財産であるとともに、それらを守り育てることが市及び市民の使命でもあります。
- ◆ 市域内には、国立公園区域や山梨県屋外広告物条例等により、景観上の規制を受ける区域があります。
- ◆ 2016（平成28）年3月に、景観法に基づく良好な景観の保全・形成を図るための法定計画である「富士吉田市景観計画」を策定しました。同計画では、「継承、保全、創造、育成」を基本理念とし、景観形成目標像を「富士山を未来にひきつぐ おもてなしの景観創造まちづくり」と設定して、全市及び景観類型別、地域別に景観形成の方針を示しています。
- ◆ 2015（平成27）年12月に制定した富士吉田市景観条例に基づく土地の開発や建築等の行為に関する届出等の受付を、2016（平成28）年度より開始しています。今後良好な景観を維持していくために、社会の変化に対応した新たなルールづくりを検討していく必要があります。
- ◆ 今後、景観形成重点地区の指定に向けて、地域住民の意識醸成、公共施設が先導的役割を果たすことが課題となります。

施策の体系



施策

(1) 景観行政の推進

① 景観の保全・創造

富士山をはじめとした豊かな自然景観やそこで育まれた文化や歴史を感じられる街並み景観の保全継承、新たな景観の創造について、「富士吉田市景観計画」に基づく景観行政の推進や、地域との協働による景観づくりを通じて、富士吉田市らしさのある景観づくりに努めていきます。また、重点的に景観形成を図る必要の高い地区のうち、住民や事業者の合意形成が図られた地区については、条例等に基づき「景観形成重点地区」に指定し、地区独自の景観形成方針や景観形成基準を定め、地区の景観資源を活かした景観形成を推進していきます。

●富士山の眺望景観

